

京都市保健所運営協議会 会長及び副会長の選出について

1 京都市保健所運営協議会について

(1) 概要

京都市全域にわたる地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、地域保健法第 11 条の規定に基づく附属機関として京都市保健所に設置。

(2) 委員構成・任期

- 京都府医師会，京都府歯科医師会，京都府薬剤師会，京都市保健協議会連合会，京都市食品衛生協会，京都府旅館ホテル生活衛生同業組合，京都府公衆浴場業生活衛生同業組合，京都府理容生活衛生同業組合，京都府美容業生活衛生同業組合及び各区地域保健推進協議会の代表（計 20 名）
- 任期は 2 年（令和 2 年 1 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日）

(3) 主な議題等

- ア 年度当初（4 月頃）
当該年度の保健所運営方針の策定 など
- イ 年度中間（11・12 月頃）
前年度の事業実績及び評価 など

2 地域保健推進協議会について

(1) 概要

各行政区における地域保健に関する事項を審議するため，京都市保健所運営協議会条例第 6 条の規定に基づき，京都市保健所運営協議会の部会として各行政区ごとに設置。

(2) 委員構成

- 医療関係団体，福祉関係団体，地域住民団体等の各代表及び学識経験者，市民公募委員 等（20 名以内）
- 任期は 2 年（令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

(3) 主な議題等

- ・ 当該年度の事業計画
- ・ 前年度の事業実績報告 など

3 会長及び副会長の選出について

京都市保健所運営協議会条例第 4 条の規定に基づき，委員の互選により，会長及び副会長を選出。

＜参考：関係例規等＞

○地域保健法

第11条 第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

○京都市保健所運営協議会条例

（設置）

第1条 地域保健法第11条の規定に基づき、京都市保健所に京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第5条 協議会は、京都市保健所の所長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第6条 協議会は、京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

○京都市保健所運営協議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第1項各号に掲げる者（以下「部会員」という。）の互選により定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第2条 部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。